

事務総局会議（第32回）議事録

日時	令和2年12月1日（火）午前10時06分～午前10時32分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官
議事	<p>1 令和2年度首席書記官等協議会の開催について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について 氏本経理局長説明（資料第2）</p>
結果	◎ 了承 1, 2
秘書課長 大須賀 寛	

(令和2. 12. 1 総三印)

首席書記官等協議会の開催要領

1 主催 次により共催

- (1) 東京, 仙台各高等裁判所
- (2) 大阪, 広島各高等裁判所
- (3) 名古屋, 福岡各高等裁判所
- (4) 札幌, 高松各高等裁判所

2 期日 1 の(1)については、令和3年2月1日

1 の(2)については、令和3年2月16日

1 の(3)については、令和3年1月18日

1 の(4)については、令和3年1月25日

3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と1の各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。

なお、最高裁判所から係官が参列する予定である。

4 協議事項 (1) 現状の書記官事務の課題とこれに対する具体的な取組について
(2) 現状の書記官事務の課題等を踏まえたIT化後の書記官事務の
検討と書記官事務の整理の後押しについて

5 協議員 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官

6 協議日程 2の各期日の午後1時15分から午後4時15分まで

(令和2.12.1経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和3年2月10日（水）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 高等裁判所事務局の会計課長及び総括企画官、会計課企画官、会計課課長補佐又は会計課専門官のうち出席を希望する者

事務総局会議（第33回）議事録

日時	令和2年12月8日（火）午前10時00分～午前10時25分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、松川経理局主計課長
議事	令和2年度裁判所所管補正予算（第3号）について 氏本経理局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 大須賀 寛	

資料1

令和2年度裁判所所管補正予算（第3号）（案）について

（単位：千円）

区分	金額	備考
当初予算額	326,624,181	
1次補正後予算額	326,624,181	
2次補正後予算額	327,883,247	
補正要求額	△1,588,438	
修正追加額	2,118,249	<p>裁判所施設費 (裁判所施設における安全・安心の確保) 1,631,696</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所施設の耐震化 新島簡裁 ほか6庁 ・非常用設備の改修 9庁 <p>物 件 費 (裁判手続のIT化等) 486,553</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟手続のIT化 ・裁判手続のIT化のための情報インフラ基盤の整備等
修正減少額	△3,706,687	<p>不用による既定経費の減少</p> <p>人 件 費 △3,369,452</p> <p>物 件 費 △337,235</p>
3次補正後予算額	326,294,809	

令和 2 年度補正予算（第 3 号）（案）施設主要案件

裁判所施設における安全・安心の確保

1 裁判所施設の耐震化

(1) 改修による耐震化

2 庁

簡 裁 (東京) 新 島

(青森) 野辺地

(2) 昇降機設備の耐震化

5 庁

本 庁 宇都宮地家裁

東京家簡裁

地家裁支部 (横浜) 川崎

(福島) 郡山

(福島) いわき

2 非常用設備の改修

9 庁

令和2年度補正予算（第3号）（案）物件費の案件

裁判手続のIT化等 4億8700万円

1 民事訴訟手続のIT化 2億2400万円

システム開発のための要件定義及び調達支援業務

裁判書類の電子提出に係るアプリケーションの構築費用

2 裁判手続のIT化のための情報インフラ基盤の整備等 2億6300千円

J・NET基盤更改等の工程監理支援業務等

セキュリティ強化のための改修等

※百万円未満四捨五入

事務総局会議（第34回）議事録

日時	令和2年12月15日（火）午後2時00分～午後2時19分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本經理局長、渡邊民事局第二課長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官、栃木司法研修所長、遠藤裁判所職員総合研修所長、松川經理局主計課長
議事	令和3年度裁判所所管予算について 氏本經理局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議

秘書課長 大須賀 寛之

令和3年度予算案について

資料1

区分	令和2年度 当初予算額	令和3年度 予算額案	比較増△減額	増△減率	(単位:百万円) 補正予算 (第3号)計上額
					2,119
裁判所所管	326,624	325,368	△ 1,256	△ 0.4%	

1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

○ 民事事件関係経費

◇ 民事調停、労働審判、専門委員関連経費など

2,650 (前年比 △343)

民事裁判手続のIT化等

◇ ウェブ会議を活用した争点整理の運用経費など

229 (前年比 △91)

○ 刑事事件関係経費

◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など

4,396 (前年比 △140)

○ 家庭事件関係経費

◇ 家事調停関連経費など

6,173 (前年比 △40)

○ 事件共通関係経費

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

15,871 (前年比 +823)

2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等

14,624 (前年比 △2,400)

3. その他の機構維持等に必要な経費

○ 職員人件費

265,459 (前年比 +902)

○ 司法修習生関係経費

5,035 (前年比 +103)

○ その他の機構維持等経費

10,931 (前年比 △70)

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

4. 人的機構の充実

○ 増員

41人

書記官 2人
事務官 39人

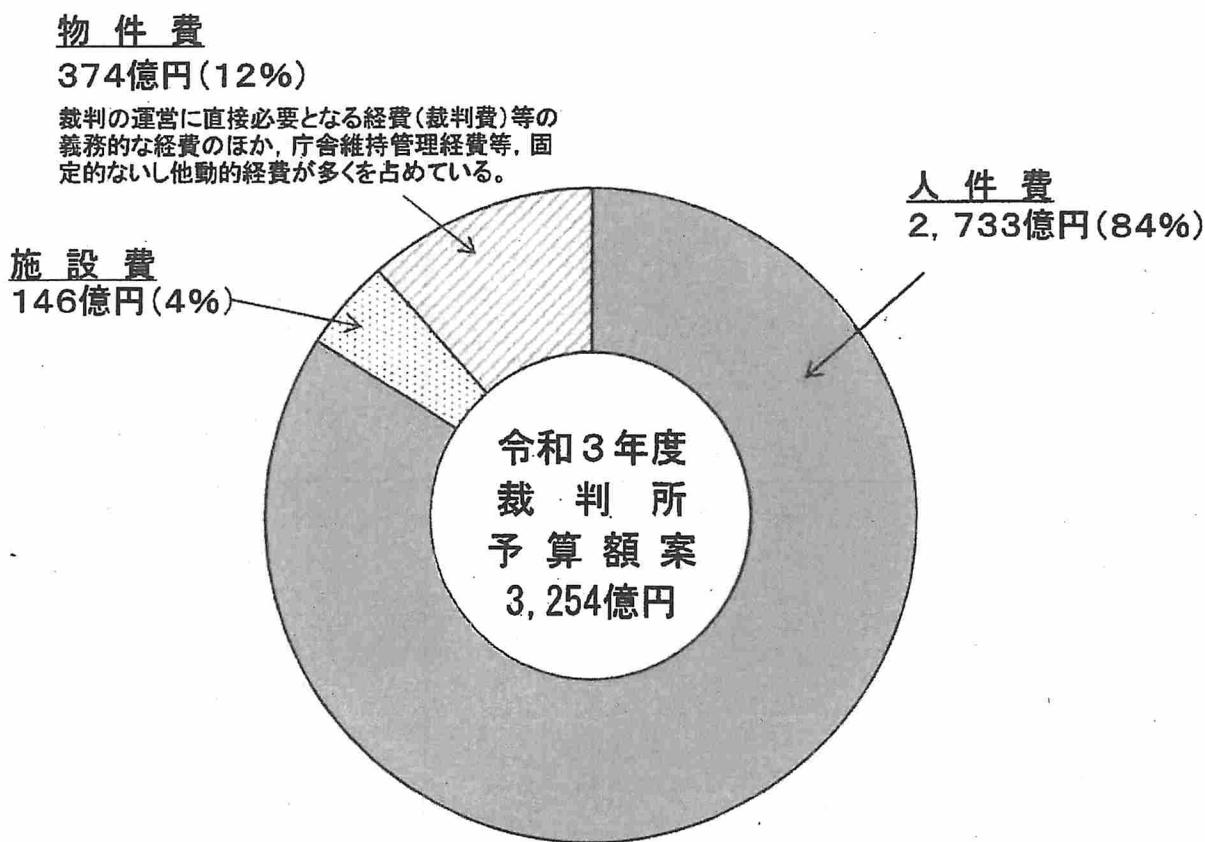
※速記官から事務官への振替2人を含む

○ 定員合理化

56人

一般経費の内訳

資料2



(単位: 億円)

	3年度 予算額案	2年度 予算額	増▲減額
人 件 費	2,733	2,724	9
物 件 費	374	372	3
施 設 費	146	170	▲ 24
合 計	3,254	3,266	▲ 13

(注1) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

(注2) 令和2年度予算額には、臨時・特別の措置分として24億円を含む。

令和3年度予算（案）施設主要案件

1 庁舎新営・増築

(新営・継続分)	8 庁		
本 庁	(東京) 中目黒分室(仮称)	(3)	
	津 地 家 裁	(7)	
	鳥 取 地 家 裁	(9)	
	佐 賀 地 家 裁	(8)	
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(5)	
地家裁支部	(富山) 高 岡	(7)	
	(広島) 福 山	(4)	
	(松江) 浜 田	(3)	
(増築・継続分)	1 庁		
本 庁	熊 本 家 裁	(3)	
(新営・新規分)	2 庁		
本 庁	富 山 地 家 裁	(11)	
地家裁支部	(静岡) 沼 津	(8)	

2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分)	3 庁		
地家裁支部	(神戸) 柏 原	(3)	
	(大津) 彦 根	(4)	
	(津) 伊 賀	(4)	
(改修・継続分)	1 庁		
本 庁	大 阪 高 地 裁	(6)	
(建替え・新規分)	1 庁		
地家裁支部	(盛岡) 二 戸	(7)	

※ ()内の数字は完成年度を示す。

資料4

令和3年度予算案の主な経費

(単位:千円)

	令和3年度 予算額案	令和2年度 当初予算額
<事件関係経費>		
家事調停委員手当	4,999,420	(4,955,812)
心神喪失者等医療観察制度関連経費	1,650,786	(1,656,625)
民事調停委員手当	1,140,114	(1,193,438)
裁判員等の日当・旅費	643,492	(660,196)
法廷通訳関連経費	410,203	(424,011)
労働審判制度関連経費	274,950	(253,153)
<民事裁判手続のIT化関連経費>		
ウェブ会議等を活用した争点整理の運用	228,796	(224,048)
システム開発のための要件定義及び調達支援業務	—	(—)
書面の電子提出	—	(—)
全体計画策定のためのコンサルティング	—	(95,700)
<情報システム関連経費>		
J-NET運用等経費	2,577,476	(1,844,668)
裁判員候補者名簿管理システム	447,770	(276,900)
保管金事務処理システム	333,392	(392,660)
裁判事務支援システム(NAVIUS)	203,544	(329,382)
督促手続オンラインシステム	102,470	(236,075)
裁判事務処理システム(民事及び家事)(MINTAS)	102,440	(84,392)
裁判事務処理システム(刑事)(KEITAS)	85,758	(301,704)
<司法修習関連経費>		
修習給付金関連経費	3,288,794	(3,315,846)
修習資金貸与金関連経費	1,100,520	(1,017,864)
<その他>		
庁舎維持管理等経費	6,330,615	(6,219,437)
光熱水料	3,094,886	(3,234,674)
赴任旅費	795,246	(542,233)

事務総局会議（第35回）議事録

日時	令和2年12月22日（火）午前10時00分～午前10時10分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本經理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官
議事	<p>1 令和3年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 令和3年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務の取扱いについて 大須賀秘書課長説明（資料第2）</p> <p>3 常置委員について 大須賀秘書課長説明（資料第3）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3
記	秘書課長 大須賀 寛

令和3年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理
順序及び裁判事務の分配等について

令和3年における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	池	上	政	幸
裁判官	小	池	裕	
裁判官	木	澤	克	之
裁判官	山	口		厚
裁判官	深	山	卓	也

第二小法廷

裁判官	大	谷	直	人
裁判官	菅	野	博	之
裁判官	三	浦		守
裁判官	草	野	耕	一
裁判官	岡	村	和	美

第三小法廷

裁判官	戸	倉	三	郎
裁判官	林		景	一
裁判官	宮	崎	裕	子
裁判官	宇	賀	克	也
裁判官	林		道	晴

第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、当該定年退官する裁判官が配置されている小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。また、新たに裁判官（最高裁判所長官を除く。）が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該就任する裁判官が配置される小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法

廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

第4 開廷日割り

各法廷の開廷日割りは次のとおりとする。ただし、各法廷の裁判官の協議により、これと異なる曜日に開廷することができる。

大 法 延	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

第5 夏期における要急事件の分配等

- 1 夏期における要急事件の分配は、別表のとおりとする。
- 2 別表記載の期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

(別表)

要急事件分配期間		
第三小法廷	民事	刑事
	人身保護事件 強制執行停止事件	勾留事件 上告受理事件
7月21日(水)		
8月 3日(火)		
8月 4日(水)		
8月17日(火)		
8月18日(水)		
8月31日(火)		

(令和2. 12. 22秘書印)

令和3年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務の取扱い

令和3年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任された事項に係るものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～8月3日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月4日～同月17日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月18日～同月31日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官

【配布資料】

(令和2. 12. 22秘書印)

常置委員

令和3年1月1日から同年5月31日までの常置委員を次のとおりとする。

第一小法廷	小 池 裕	裁 判 官
第二小法廷	岡 村 和 美	裁 判 官
第三小法廷	宮 崎 裕 子	裁 判 官